

解体工事業の技術者資格・コード一覧表

※R3.3更新（経過措置期間延長を反映）

■国家資格等

- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

(1) 経過措置期間中のみ要件を満たす技術者

令和3年6月30日まで（経過措置期間中）					
資格区分	一般	特定	コード		
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工技士	7	9	1A	
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	7	8	1B	
	1級土木施工管理技士【平成27年度以前の合格者のみ】	7	9	1C	
	2級土木施工管理技士	【種別：土木】【平成27年度以前の合格者のみ】	7	8	1D
		【種別：薬液注入】	7	8	1E
	2級建築施工管理技士【平成27年度以前の合格者のみ】	7	9	2A	
2級建築施工管理技士【種別：躯体】【平成27年度以前の合格者のみ】	7	8	2B		
技術士法	建設・総合技術監理（建設）	7	9	4A	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7	9	4B	
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7	9	4C	
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7	9	4D	
森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7	9	5A		
職業能力開発促進法	型枠施工 【2級合格者については、合格後、3年以上（平成16年4月1日時点で合格していた者は、1年以上）のコンクリート工事に関する実務経験が必要】	7	8	6B	
	とび・とび工【2級合格者のみ】 【合格後、3年以上（平成16年4月1日時点で合格していた者は、1年以上）のとび工事に関する実務経験が必要】	7	8	5B	
	コンクリート圧送施工 【2級合格者については、合格後、3年以上（平成16年4月1日時点で合格していた者は、1年以上）のコンクリート工事に関する実務経験が必要】	7	8	7A	
	ウェルポイント施工 【2級合格者については、合格後、3年以上（平成16年4月1日時点で合格していた者は、1年以上）の土工工事に関する実務経験が必要】	7	8	6C	
地すべり防止工事 【合格後、1年以上の土工工事に関する実務経験が必要】	7	8	6A		

令和3年7月1日以降	
コード	要件
解体工事業の技術者にはなれません	
13	「合格後、1年以上の解体工事に関する実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要
14	
解体工事業の技術者にはなれません	
20	「合格後、1年以上の解体工事に関する実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要
22	
41	
42	
解体工事業の技術者にはなれません	
57	合格後、3年以上（平成16年4月1日時点で合格していた者は、1年以上）の解体工事に関する実務経験が必要
解体工事業の技術者にはなれません	

(2) 経過措置に関わらず要件を満たす技術者

資格区分	一般	特定	コード	
建設業法（技術検定）	1級土木施工管理技士【平成28年度以降の合格者】	7	9	13
	2級土木施工管理技士【種別：土木】【平成28年度以降の合格者】	7	8	14
	1級建築施工管理技士【平成28年度以降の合格者】	7	9	20
	2級建築施工管理技士	【種別：建築】【平成27年度以前の合格者は、「合格後、1年以上の解体工事に関する実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要】	7	8
【種別：躯体】【平成28年度以降の合格者】		7	8	22
職業能力開発促進法	とび・とび工【2級は、上記5Bの場合を除く】	7	8	57
	解体工事（解体工事施工技士）	7	8	60

■実務経験

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

令和3年6月30日まで（経過措置期間中）			
資格区分	一般	特定	コード
法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	2	01
法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	5	02
法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）		6	04

令和3年7月1日以降	
要件	
「とび・土工・コンクリート工事」の経験を証明して技術者となっている場合は、解体工事業の技術者にはなれません。	
（既に「解体工事」の経験を証明して技術者となっている場合は、経過措置後も引き続き解体工事業の技術者になります。）	